

グローブボックスの製作
仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力人材育成・
核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
技術開発推進室

目次

1. 一般仕様	
1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 契約範囲	1
4. 納期	1
5. 作業実施場所	1
6. 検収条件	2
7. 検査員及び監督員	2
8. 保障	2
9. 提出図書	2
10. 支給品	3
11. 貸与品	3
12. 適用法規・規定等	3
13. 機密保持	5
14. 安全管理	5
15. 不適合の報告及び処理	8
16. 品質保証	8
17. 安全文化の育成及び維持活動	8
18. 下請け管理	8
19. グリーン購入法の推進	8
20. 協議	9
2. 技術仕様	
1. 一般事項	10
2. 仕様及び性能	10
3. 製作に用いる材料	11
4. 耐震設計	11
5. 現地据付調整	11
6. 試験・検査	12
7. 特記事項	13

1. 一般仕様

1.1 件名

グローブボックスの製作

1.2 目的及び概要

日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センターでは文部科学省核セキュリティ強化等推進補助金事業において核鑑識技術開発を行っている。本仕様書は、日本原子力研究開発機構燃料原子力科学研究所サイクル安全工学研究施設（以下、「NUCEF」という。）において非密封の放射性物質を取り扱う際に、放射性物質の漏洩を防ぐために設置するグローブボックス（以下、「GB」という。）について定めたものである。本装置は核鑑識技術開発においてプルトニウムを用いた試験・分析を行うために必要な装置である。

本仕様書はこれらの作業を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

なお、本件には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に規定される使用前検査対応の助勢を含む。

1.3 契約範囲

本使用で規定する仕様の範囲を以下に示す。

- (1) GB の設計・製作
 - (2) GB の輸送
 - (3) 現地据付・調整作業
 - (4) 試験・検査
 - (5) 提出図書作成
 - (6) 使用前検査対応の助勢
- ① 機構が使用前検査に係る各種資料を作成するに当たり、機構の求めに応じ、必要な図面、計算データ、材質、安全性、使用実績等を検討したバックデータを提供する。
 - ② フリーアクセス等の原子力規制庁の職員による機構又は受注者への立入りに対応する。

1.4 納期

令和 8 年 3 月 19 日（木）※作業期間は別途協議の上決定する。

1.5 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方 2 番地 4

国立研究開発法人日本原子力開発機構

原子力科学研究所 NUCEF 実験棟 B 廃液処理室 (VI) 他

(2) 納入条件

据付調整後渡し

1.6. 検収条件

本仕様書に基づく作業が完了し「1.9 提出書類」の完納及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたことを機構担当者が認めたときをもって検収とする。

1.7 検査員及び監督員

(1) 一般検査 管財担当課長

(2) 監督員 原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター技術開発推進室員

1.8 保証

第2章に定める設計仕様及び機能要求を満足し、負圧条件における運転ができることを保証すること。

1.9 提出書類

No	提出図書	確認 ^{※1}	提出時期	部数	備考
1	工程表	要	契約後速やかに	1部	
2	提出図書リスト	要	契約後速やかに	1部	
3	品質保証計画書	要	契約後速やかに	1部	
4	材料証明書	要	契約後速やかに	1部	
5	総括責任者届	否	契約後速やかに	1部	※2
6	作業責任者認定証写し	否	作業開始2週間前まで	1部	※2
7	委任又は下請負届	要	契約後速やかに (※下請負等がある場合に提出のこと)	1式	※2
8	実施体制表	要	契約後速やかに	1部	
9	工事・作業管理体制表	要	作業開始2週間前まで	1部	※2
10	工事・作業安全チェックシート	要	作業開始2週間前まで	1部	※2
11	作業員名簿 (作業員の経験・知識を確認するための書類を含む)	要	作業開始2週間前まで	2部	※2
12	指定登録依頼書	要	作業開始1週間前まで	1部	※2
13	試験・検査要領書	要	検査前	2部	
14	試験・検査報告書	要	検査後	2部	

15	耐震評価報告書	要	作業完了後	1部	※3
16	リスクアセスメントシート	要	作業開始2週間前まで	1部	※2
17	一般安全チェックリスト	要	作業開始2週間前まで	1部	※2
18	作業実施要領書	要	作業開始1ヵ月前まで	3部	
19	KY・TBM実施シート	要	当日作業開始前	1部	※2
20	作業日報	要	作業日毎	1部	
21	完成図	要	作業完了後速やかに	2部	
22	取扱説明書	要	作業完了後速やかに	2部	
23	記録写真	否	作業完了後速やかに	2部	
24	作業報告書	要	作業完了後速やかに	2部	
25	議事録	要	協議の都度	1部	
26	その他の必要書類	適宜	その都度	必要数	

※1：受注者は、提出書類について確認の要否に従い原子力機構の確認を得ること。

※2：原子力機構様式とする。

※3：設計完了後、暫定版を提出すること。

(提出場所)

茨城県那珂郡東海村白方2番地4

原子力機構 原子力科学研究所

第3研究棟 142号室

1.10 支給品

(1) ハーメチックシール 株式会社 MARUWA 製 図番：NK-003-610-05Rev1

- ・品番5 (#8×3P ハーメチックシール)
- ・付属品：ストーレートプラグ (半田付けタイプ) MS3106B22-2S
- ・数量：2セット

(2) 作業用電力及び水

1.11 貸与品

- (1) 管理区域内で使用する作業服 (黄衣、つなぎ服等) 及び RI シューズ等の放射線防護資材
- (2) コンクリート内部探査機器 (KEYTEC 製) 一式
- (3) その他作業に必要であると原子力機構で認めたもの。

1.12 適用法規・規格基準

(1) 関係法令等

- ①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ②放射性同位元素等の規制に関する法律

- ③労働安全衛生法
 - ④電離放射線障害防止規則
 - ⑤電気事業法
 - ⑥高圧ガス保安法
 - ⑦消防法
 - ⑧日本産業規格
 - ⑨電気規格調査会規格
 - ⑩日本電気工業会標準規格
 - ⑪その他関連する法規、規格及び基準等
- (2) 機構内規定等
- (ア) 保安規定・予防規程
 - ①原子力科学研究所原子炉施設保安規定
 - ②原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
 - ③原子力科学研究所放射線障害予防規程
 - (イ) 作業及び作業場の管理
 - ④原子力科学研究所安全衛生管理規則
 - ⑤高所作業要領
 - ⑥玉掛け作業の管理要領
 - ⑦クレーン等の運転管理要領
 - ⑧アーク溶接・溶断作業の安全点検要領
 - ⑨騒音レベルの高い作業場の管理要領
 - ⑩工事・作業の安全管理基準
 - ⑪リスクアセスメント実施要領
 - ⑫危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）実施要領
 - ⑬作業責任者等認定制度の運用要領
 - (ウ) 装置・機器・薬剤等の管理
 - ⑭原子力科学研究所発火性物質取扱規則
 - ⑮コードリール及び電動機械器具の取扱要領
 - ⑯原子力科学研究所有機溶剤の管理要領
 - ⑰原子力科学研究所危険物災害予防規程
 - ⑱不適合管理の要領
 - ⑲事故・災害を防ぐために一安全作業ハンドブック（原子力科学研究所解説集付）
 - (エ) 放射線安全
 - ⑳原子力科学研究所放射線安全取扱手引
 - (オ) 電気保安
 - ㉑原子力科学研究所電気工作物保安規程

- ②原子力科学研究所電気工作物保安規則
- (カ) 事故・災害対応
 - ③原子力科学研究所事故対策規則
 - ④原子力科学研究所地震対応要領
- (キ) 構内管理
 - ⑤原子力科学研究所構内車両通行規則
 - ⑥原子力科学研究所警備規則
 - ⑦原子力科学研究所消防計画
- (ク) 部又は課が制定した要領
 - ⑧作業等安全管理要領
- (ケ) その他
 - ⑨その他関連する機構の規程、要領等

1.13 機密保持

受注者は、本作業の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で請負者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.14 安全管理

(1) 一般安全管理

- ①作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、必要な資機材の調達、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、確実な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- ②作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- ③受注者は、作業着手に先立ち機構と安全について十分に打合せを行うこと。
- ④受注者は、作業現場の見やすい位置に、作業責任者名及び連絡先等を表示すること。
- ⑤作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- ⑥受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なうおそれのあるものについては、転倒防止策等を施すこと。
- ⑦受注者は、公的資格が必要な作業に対しては、公的資格を有している者を作業に従事させること。
- ⑧消防法危険物、有機溶剤・塗料、スプレー缶、潤滑油、燃料油、LPG 発火源となるものと火気の同一場所での同時使用は禁止とする。
- ⑨火気使用した場合は残り火に火災防止のため、作業終了後 1 時間以上の監視をすること。
- ⑩本作業に伴う一般安全上の責任は、すべて受注者が負うものとする。

(2) 責任者の配置・体制

- ①受注者は、本作業に係る総括責任者、総括責任者代理、現場責任者（代理を選任した場合はこれを含む。）、必要に応じて現場分任責任者を選任すること。総括責任者又は総括責任者代理は、現場責任者を兼務することができる。現場責任者は、機構の認定を受けた者であり、作業の管理及び労働災害防止に専念させるため、作業者を兼務しない。
- ②受注者は、本作業の実施に係る管理体制を示した「実施体制表」を作成し、機構に提出すること。また、受注者の安全管理体制に機構側の安全管理体制を含めて「工事・作業管理体制表（機構様式）」を作成し、機構に提出すること。
- ③受注者は、作業期間中は必ず現場責任者を常駐させること。
- ④受注者は、作業者の氏名、年齢、所属会社名等を記した「作業予定者名簿」に、作業員の経験・知識を確認するための書類を添付して、機構に提出する。

(3) 放射線管理

①一般事項

- ・受注者は、上記に示す法及び機構の規定、基準、マニュアル類を確実に遵守するため、作業方法、設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分安全な放射線作業計画を立てること。
- ・本作業を開始する前に、受注者側作業員は、機構が行う施設固有の保安教育を受けること。ただし、放射線に関する知識は、受注者側で教育すること。

②重複指定の禁止

- ・本作業に従事する作業者は、本作業における放射線業務従事者指定期間中に、原子力機構内の他施設あるいは他原子力施設において放射線業務従事者の指定を受けることを禁止とする。

③汚染防止

- ・受注者は本作業を行うにあたって、作業エリア間での物品や工具の移動及び部屋の入退域に際しては汚染検査を十分に行い、汚染のないことを確認すること。

④物品の移動及び管理

- ・受注者は、管理区域内に必要以上の物品を持ち込まないこと。一時的に持ち込む器材は、機構担当者の許可を得ること。
- ・受注者が管理区域内にて物品等をエリア間移動する場合は、当該物品等に汚染がないことを原子力機構担当者が確認後、移動すること。
- ・受注者は、管理区域より物品等を搬出する場合は、機構担当者に申し出たのち、事前に放射線管理担当者による汚染検査、搬出許可を受け、当該物品の汚染がないことを確認した後、搬出すること。
- ・受注者は、管理区域内における資材、物品の整理、整頓に努めること。
- ・受注者は、作業者の氏名、年齢、所属会社名等を記した「作業予定者名簿」に、作業員の経験・知識を確認するための書類を添付して、機構に提出する。

(4) 作業管理

受注者は、現場における安全管理活動を積極的かつ強力に推進し、不安全行為の撲滅に努めること。

①現場責任者の作業指揮

・現場責任者は、施設、設備、工程、作業方法、作業時間などについて、一般・放射線災害要因の発見・防止に努め、職場の規律・作業規律の維持及び動機づけに努め、安全衛生を組みこんだ指揮・監督を行うこと。

②作業内容の把握

・現場責任者は、KY・TBM 等により、作業内容や打合せ内容などを作業者に周知し、確実に履行させること。

③作業前の安全確認

・現場責任者は、当日の作業内容及び危険ポイントを的確に把握し、作業開始前に作業者に周知する（特に作業手順の遵守を確実に指示する）こと。

・現場責任者は、作業開始前に、KY・TBM 及びスローガン唱和などを実施することにより、当日の作業内容の危険ポイントを一層周知すること。なお、KY・TBM の記録は、作業現場の機構の指定する場所に掲示すること。さらに KY・TBM の記録を機構に提出すること。

④作業中における安全確認

・現場責任者は、作業中における不安全行為などに十分注意することにより、作業者に不安全行為をさせないこと。

⑤作業後の安全確認

・現場責任者は、当日の作業の進捗状況を確認し、作業完了後機構担当者に報告すること。

・作業終了後、作業計画書に基づく作業の実施状況、作業要領の不履行、不安全行為、その他安全に関する内容を話し合い、翌日の作業に活かすこと。また、ミーティングで出された安全の目標を作業日報等に反映させ、翌日の作業に活かすこと。

⑥5S の実施

・作業を実施するに当たり、作業区域、資機材置き場等のエリアを明確にすること。

(5) 設備の維持管理

・作業場所である廃液処理室（VI）は、作業期間中も核燃料物質使用施設としての維持管理が必要である。このため、本作業に際して維持管理に支障がないように、機構と十分に調整を図ること。

(6) 作業要領書

提出図書のうち、作業実施要領書については、以下を網羅し作成することとし、作業期間中における安全管理を徹底」すること。

- ①作業期間中における安全管理、異常時の処置及び、それらを遵守すること。また、不測の事態の事態が発生した時の連絡先。
- ②作業項目ごとに、当該作業を行う際の注意事項を含む管理項目及び計画外作業を厳禁とすること。
- ③作業手順において、安全確保上重要な事項あるいは特に安全に対する注意が必要な場合はホールドポイントを定め、作業員全員で当該作業を行う前も確認を行うこと。
- ④作業手順には、曖昧な記載（「・・・等」など、作業者の判断に委ねる記載）がないこと。

1.15 不適合の報告及び処理

- (1) 不適合が発見された場合には、直ちに機構担当者に報告すること。
- (2) 不適合の報告及び処理にあたっては、機構担当者とは協力し、機構の「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に従って行う。

1.16 品質保証

- (1) 本業務において、十分な品質管理を行うこと。また、それを保証するため品質保証計画書を提出し、機構の確認を得ること。
- (2) 本契約において、機構は受注者に対し、品質監査を実施する権利を有する。以下に監査の種類を示す。
- (3) 通常監査：本契約に基づく提出図書に従った、工程管理、品質管理が行われていることを確認する。
- (4) 特別監査：品質システムの大幅な変更及び重大な不適合が発生した場合に行う。

1.17 安全文化の育成及び維持活動

受注者は、以下に示すような安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく業務が安全に行われるようにすること。

- (1) 安全確保のためのひとりひとりの役割確認と安全意識の浸透
- (2) 構築物、設備及び機器の劣化、故障及びトラブル等に関する迅速な通報連絡
- (3) 施設、設備等の習熟（知識と技術）と基本動作（5S、KY、TBM等）の徹底
- (4) 本業務の実施における課題や問題点の速やかな情報共有、改善

1.18 下請け管理

- (1) 受注者が一部を外注する場合は、品質に関する要求事項が受注者の外注先まで確実に要求・適用されること。
- (2) 受注者は、全ての下請け業者に契約要求事項を十分周知徹底させること。また、下請け業者の作業内容を把握し、製品および検査の質、工程管理をはじめとあらゆる点において下請け

業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

1.19 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.20 協議

本仕様書に記載されている事項はもちろんのこと、記載のない事項について協議が生じた場合は、原子力機構と協議しその決定に従うものとする。また、協議・決定事項については、受注者が文書を作成し、原子力機構の確認を得ること。

2. 技術仕様

2.1 一般事項

2.1.1 製作する GB 型番、員数

ヨシダ社製 型番 YSB-GB-3 m³ GB-C9 (相当品)、1 台

2.1.2 負圧維持

GB では非密封の放射性物質を扱うため、通常のグローブ操作、圧力変動、商用停電、機器の単一故障等の場合に負圧 (300～±200 Pa) が維持されなければならない。

2.1.3 設置場所

NUCEF 実験棟 B 廃液処理室 (VI) (管理区域) とする。ただし、詳細な場所については、原子力機構担当者と協議の上決定する。

2.2 仕様及び性能

2.2.1 仕様

寸法 本体 約 2000 mm (幅) × 約 1000 mm (奥行) × 約 1500 mm (高さ)

本体コーナー部は R 止まり (内 R-20) のコーナー片とする。

架台 約 500 mm (高さ)

型式 両面全面パネル式、グローブポート前後各面 12 か所とする。

材質 本体 : SUS304 ステンレス鋼

架台・SS400 型鋼、鋼板

板厚 5 mm とし内面バフ研磨仕上げとする。

窓 : ポリカーボネート樹脂とし、板厚 10 mm とする。

照明 外部照明 (LED) 20W 片反射とする。

内部コンセント : 100V、2 口、2 箇所

電流導入端子 : ハーメチックシール (支給品) を GB 内に設置すること。

計器 : 負圧計、温度計については、受注者において選定し、機構の確認を得ること。

架台 : SS400 とし、塗装仕上げとする。脚部はアンカーボルト (ケミカルアンカー) 床固定とする。

警報設備 : 負圧警報 負圧上下限にて警報発信すること。

制御室 (C)、工務監視室、現場盤において表示されること。

温度警報 60℃にて警報発信すること。

制御室 (C)、現場盤において表示されること。

給排気 : 給排気バルブ操作により、負圧制御を行うこと。

給気・排気系統にはプレフィルタ、HEPA フィルタ、差圧計を設置すること。排気は HAPA を経由して機構担当者が指定する排気系統に接続する。

2.2.2 性能

耐圧：+500Pa～-1000 Pa

気密性：0.1vol%/h 以下(大気圧比較法)

2.3 製作に用いる材料等

主要構造部材（本体、架台、アンカーボルト）には、JIS 認定工場の発行する材料証明書を有する材料を使用すること。材料証明書には、原則として JIS 認定証の写しを添付すること。製作図、完成図の部材リストには、材料証明書に記載された材質を明記すること。また、汎用品を用いる場合は技術仕様を満足することが確認できる選定記録を必要に応じて提出すること。

2.4 耐震設計

GB は耐震 C クラス相当の水平震度を満たすものとする。

耐震評価は静的設計を原則とする。具体的には次の各事項に基づく。

- ・水平地震力は当該設備の重量に水平震度及び重要度係数として 1.2 を乗じて求める。
- ・静的設計における地震力は、「建築基準法施行令」第 88 条から定まる当該高さにおける地震層せん断力係数（ C_i ）に当該部分が支える重量を乗じて求める。なお、当該高さにおける地震層せん断力係数（ C_i ）は標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値である。
- ・降伏応力又は、これと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。
- ・耐震評価に必要な情報の詳細については、契約後に機構から提示する。

2.5 現地据付調整

(1) 一般事項

GB 等の搬入及び据付調整に当たっては、工事・作業の安全管理基準に基づくものとする。

(2) 現地作業

- ①現地作業実施する場合は、10 日前までに作業工程表を提出して確認を得ること。
- ②作業責任者を配置し原子力機構における作業安全に係る規定、規則等の遵守を図り、災害発生防止に努めること。
- ③作業は、原子力機構の勤務時間内に実施すること。ただし、緊急を要し原子力機構が承諾した場合は、所定の手続きを行い実施すること。
- ④他の機器又は設備に損害を与えないように十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく原子力機構に報告し、その指示に従って速やかに現状に復帰すること。
- ⑤作業責任者は、現地作業終了後、速やかに作業報告書を提出すること。
- ⑥作業員は、十分な知識及び性能を有し、熟練した者を配置すること。また、資格を必要とする作業については、有資格者に従事させること。

⑦原子力機構の構内への入退域及び物品、車両等の搬出入に当たっては、原子力機構所定の手続きを遵守すること。

(3) 作業範囲及び作業仕様

NUCEF 実験棟 B のトラック搬入口より GB 等を搬入し、機構担当者指定場所に据え付けること。その際のクレーン操作は受注者が実施するものとする。

2.6 試験・検査

2.6.1 一般事項

- (1) 試験・検査実施前に試験・検査要領書を提出し、機構の確認を得ること。
- (2) 試験・検査は、必要な知識、経験、資格を有する者が行うこと。
- (3) 試験・検査に使用する計器等は、校正証明書付のものを使用し、国際標準又は国家標準までのトレーサビリティを付けて機構に提出すること。

2.6.2 試験・検査

(1) 工場検査

- ① 項目：外観検査、員数検査、材料検査、寸法検査、気密検査、機能検査
- ② 時期：機構側担当者と協議の上、NUCEF への搬入前に実施する。
- ③ 方法：外観検査、員数検査 目視にて外観及び員数の確認を行う。

材料検査 主要構造部材（対象は別途協議）について、材質が製作図面どおりであることを JIS 認定工場の発行する材料証明書で確認する。

寸法検査 受注者側が準備した測定器（金尺等）で代表寸法を測定する。測定器はトレーサビリティが得られているものとする。

気密検査 受注者側が準備した測定器で気密検査を行う。

機能検査 警報発報が機能することを確認する。

- ④ 判定基準：機構側担当者と協議の上、仕様を満足するように検査要領書に定める。
- ⑤ 実施場所：機構側担当者と協議の上決定する。

(2) 現地検査

- ① 項目：外観検査、員数検査、材料検査、寸法検査、据付検査、気密検査、機能検査
- ② 時期：機構側担当者と協議の上、NUCEF への搬入後に実施する。
- ③ 方法：

外観検査 目視にて外観及び員数の確認を行う。

員数検査 目視にて外観及び員数の確認を行う。

材料検査

- ・あと施工アンカーの接着剤が、JCAA 認証品であり、かつ有効期間が切れていないことを購入・出荷記録等により確認する。

- ・施工するアンカー筋が、製作図面どおりであることを JIS 認定工場の発行する材料証明書で確認する。

寸法検査 受注者側及び機構側が準備した測定器（金尺等）で代表寸法を測定する。測定器はトレーサビリティが得られているものとする。

据付検査 据付状態が耐震評価の内容と同じであり、有意なガタツキ等が無いことを確認する。

- ・本作業において設置したあと施工アンカーについて、接着剤硬化後に、アンカーの出代部をハンマーで叩き、アンカーの固着状態（ガタツキや特異音の有無）を確認する。

- ・本作業において設置したあと施工アンカーについて、JCAA の検査基準に基づき、非破壊の引張試験を実施すること。試験対象箇所及び本数は別途機構より指示をする。

気密検査 受注者側が準備した測定器で気密検査を行う。

機能検査 警報発報が機能することを確認する。

指定された場所（制御室(C)、工務監視室、現場盤）において表示されること。

なお、指定された場所での確認は機構側で行う。

④ 判定基準：機構側担当者との協議の上、仕様を満足するように検査要領書に定める。

⑤ 実施場所：納品場所にて実施する。各試験・検査項目の詳細は、(1) 工法検討において選定した項目を反映して作成する試験・検査要領書にて確認するものとするが、検査項目の追加、変更が生じた場合は別途協議の上決定する。

2.7 特記事項

(1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守するとともに安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は異常状態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。

(3) 本作業に必要な一般的な工具、消耗品については受注者が準備すること。

(4) 部品の入れ違い、系統内への異物混入がないよう作業管理を行うこと。また、必要に応じて、適切な保管状況であることが確認できる記録を提出すること。

(5) 本作業の結果、部品の交換及び修理等を必要とする場合は、速やかにその旨を原子力機構担当者に報告し、協議の上必要な処置を講ずること。

(6) 受注者は、本作業において、既存の機器に破損又は紛失を招く等不適合もしくは不具合が生じた場合、その原因を明らかにして原子力機構担当者に報告するとともに、速やかに現状復帰すること。

(7) 日々の作業の終了毎に、遅滞なく原子力機構担当者にその日の作業及び結果について報告すること。

(8) 本仕様書に記載されていない事項であっても、技術上当然必要と思われる事項については、原子力機構担当者の指示により受注者の責任で行うこと。

以上